

第 165 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 11 月 22 日(木) 午前 9 時～午前 10 時 40分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄	9 番 佐 伯 徳 明
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	
14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫
26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	30 番 小 池 誠	31 番 大 坂 茂
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	43 番 内 田 勝 幸		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

応 招 者 農業振興課 農政グループ 企画員 山 田 和 彦

5. 欠席委員(7名)

6番 内田委員 13番 宇田川委員 22番 植田委員 28番 藤原 修委員 29番 金倉委員
32番 福本委員 42番 吉田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農用地の形状変更に関する届出について

報 告 2 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第7号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第165回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2名。議員総数18名中、16名の出席ですので、過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 石原 委員、4番 高橋 委員をお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 1号議案から7号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農用地の形状変更に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農用地の形状変更に関する届け出について、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 △△△、地目、登記簿、現況ともに田、面積 1,435 m²、届出者氏名、〇〇〇〇、住所 △△△、転換の理由、農業機械が安全でスムーズに通れるよう、畦畔を拡幅するため、80cm幅に盛土する。なお、工事計画は、11月1日から11月17日まで。 以上です。
議長	報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第2号 農地の合意解約に関する届け出について、を上程します。 事務局説明してください。
事務局	報告第2号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、△△△外 4 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,934 m²外で計 5,758 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、賃借人氏名 〇〇〇〇、所在地、△△△、解約届出日、平成 30 年 11 月 5 日、解約成立日平成 30 年 11 月 5 日、土地引渡時期は平成 30 年 11 月 5 日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号2、農地の所在、△△△外 3 筆、地目は登記簿、現況ともに田、畑、面積 1,704 m²外で計 6,765 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、賃借人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、解約届出日、平成 30 年 10 月 29 日、解約成立日平成 30 年 10 月 29 日、土地引渡時期は平成 30 年 11 月 22 日、解約の理由、賃貸人が賃借人に当該農地の一部を売却するため。 番号3、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,503 m²。賃貸人氏名〇〇〇〇、住所、△△△、賃借人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、解約届出日、平成 30 年 9 月 30 日、解約成立日平成 30 年 9 月 30 日、土地引渡時期は平成 30 年 9 月 30 日、解約の理由、賃貸人から賃借人へ所有権移転するため。 番号4、農地の所在、△△△外 1 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,024 m²外で計 2,576 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、賃借人氏名 〇〇〇〇、住所、△△△、解約届出日、平成 30 年 10 月 25 日、解約成立日平成 30 年 10 月 25 日、土地引渡時期は平成 30

	年 10 月 25 日、解約の理由、賃借人の都合による。 番号5、農地の所在、△△△外 2 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 571 m²外で計 3,526 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△、解約届出日、平成 30 年 10 月 20 日、解約成立日平成 30 年 10 月 20 日、土地引渡時期は平成 30 年 10 月 20 日、解約の理由、賃借人の都合による。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第 1 号 非農地証明交付申請承認について、を上程いたします。 事務局、説明してください。
事務局	議案第 1 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成 30 年 11 月 22 日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 △△△外 14 筆、地目は登記簿、田または畑、現況、山林、面積 1,484 m²外で計 13,326 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△。非農地の事由 平成 15 年頃から耕作しておらず、現在、山林化している。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、11 月 12 日に△△地区の 5 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 番号2、農地の所在 △△△外 1 筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積 2,760 m²他で計 4,505 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△。非農地の事由 平成 17 年 12 月、父の死亡以降、耕作しておらず、現在、山林化している。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、10 月 11 日に△△地区の 4 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 番号3、農地の所在 △△△外 1 筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積 674 m²他で計 1,353 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△。非農地の事由 昭和 60 年代より農地として利用を行っておらず、現在山林化している。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、10 月 11 日に△△地区の 4 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 1 号番号 1 について担当委員の補足説明をお願いいたします。 19 番 ○○委員
19 番	19 番○○です。番号 1 について説明させていただきます。場所でございますけれども県道□□の通称□□□を降りてそこから町道を 3 キロ入った、通称□□□の中腹あたりに○○さんが昭和 45、6 年あたりまで住んでおられました。1 軒だけです。それから△△の町のほうに転宅されて現在そちらのほうに住んでおられます。ずっと通いで農業をしておられましたけど、申請者の○○さまのお父様の具合が悪くなられて、亡くなられてからは放置の状況でしたが先般、行きましたが 2 キロくらいは車で上がれますが、あと 1 キロは、歩いて現場のほうへ向かいました。倒木はしておりますし山林化しているというような状況でございます、推進委員と農業委員と確認いたしました。 審議をよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番 ○○委員
25番	25番 ○○が番号2について説明させていただきます。 この案件は△△の自治会でございます。先ほど事務局から説明がありましたけど10月11日に△△の農業委員1名と推進委員3名事務局さんとで現地確認をいたしました。○○さんですが、住所が△△のほうになっておりますが元々は△△の町に○○さん、というご自宅がありまして、ご結婚されて○○さんとなられています。その後、○○さんが亡くなられた後、跡をとる人がおられなくて、○○さんが相続されたようでございます。家のほうは空き家でございますが時々○○さんが掃除、管理しておられます。 この農地の場所ですが、□□□の隣に□□□がございまして。その前に国道、□□川、その先の谷あいには○○さんが耕作している圃場がございまして。その奥に左側は9月に非農地証明をいただいた○○さんの圃場があります。○○さんの圃場が右側の谷にあります。圃場に入るには□□□の前の旧国道□□□号に入る交差点がありそこに橋がございまして。橋を渡りきったところに○○○○さんのご自宅があります。その横の道を山に行き峠を越すと○○さんが耕作している圃場の一番奥のところに行けます。これが町道でございまして。そこから左に林道を入ると○○さんの圃場があります。現状ですが、幅の狭い奥に長い谷でございまして、いわゆる「ウナギの寝床」のような田んぼでございまして。両サイドから木が生い茂って圃場の中も田んぼの中なのかケタなのかよくわからないという状態でございまして。林道のほうもかなり草木が生えていまして以前は車が入っていましたが、今は人が歩くのもかなり難しいような状況でございまして。林道からちょっと下のほうに向かって圃場がありますので耕作道で降りる道があったと思われそうですが、見当たらないというような状況です。 以上でございまして。審議のほうよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次、議案第1号番号3について担当委員の補足説明をお願いします。 25番 ○○委員
25番	はい。続けて3番について説明いたします。この案件ですが、これは△△自治会にございまして。今回の申請地は同じところに3筆ございまして、そのうちの2筆でございまして。現地調査は先ほどの○○さんと同じ日に行っております。○○さんのご自宅は先ほど言いましたように□□□の前のほうにご自宅があります。農地ですが□□□の後ろに耕作道がございまして、その奥の谷あいには農地がございまして。□□□の横の谷になります。農地の現状ですが、農地の形状がわからないほど山林と同化しているような状況でございまして。この土地ですがいろいろと事情があるようでございまして、もともと□□□さんに貸し出ししていたようでござい

議長	して、□□□さんが、一時期倒産されてそこを差し押さえとか、競売にかかってなかなかかまえない時期があったようでございます。平成 24 年ごろまでに〇〇さんのほうが、自分で買い戻されたようでございます。今は〇〇さんの所有になっているという事でございます。手が出せない時期があったため山林化したという事でございます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第 1 号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第 1 号番号3について承認することに決しました。
事務局	次、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程いたします。 事務局説明してください。 議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成30年11月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 △△△外 1 筆、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 52 m²外で計 98 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 □□□、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 □□□、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号2、農地の所在 △△△外 4 筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,934 m²外で計 5,758 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、所在地 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号3、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 3,229 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号4、農地の所在 △△△外 4 筆、地目は登記簿 現況ともに田または畑、面積は 1,704 m²外で計 5,490 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 313,000 円です。 番号5、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 293 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては 200,000 円／10a です。 番号6、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1.503 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号7、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 404 m²。権利種別、3条

	有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては 10,000 円/10a です。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	議案第 2 号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番○○委員
21 番	21 番 ○○が補足説明させていただきます。 △△△自治会になりまして、□□の向かい側にありまして□□の上にお宮がありまして、お宮の上に○○宅があります。○○さん宅の前の両側に畑があります。その畑が無償移転の案件でございます。○○さんのほうは電気店にお勤めでしたが、退職されまして、現在自営業でやっていらっしゃいます。畑のほうは確実に管理しますという事でございました。よろしくご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号 1 について質疑に入ります。 3条の無償移転です 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第 2 号番号1について承認することに決しました。 次、議案第 2 号番号2についてですが、わたくしの案件でございますので渡部代理さんに進めていただきます。よろしくお願ひいたします。
職務代理	議案第2号番号2については会長の案件ですので議長を交代して進行させていただきます。事務局の説明が終わっておりますので、次に担当委員の補足説明をお願いいたします。 26番 ○○委員
26 番	26 番○○が補足説明させていただきます。 この農地は△△地区△△地内□□□バス停から□□□線を下り200メートルくらい行きますと□□□□がございます。□□□□さんの斜め向かいにありますのが○○さんのご実家で元々し□□□□というご商売をしておられたところがございます。そこの半径50メートルくらいのところに今回の圃場がございます。今回はもともと○○○○さんのところにお世話になっていたもので、無償にて譲りたいという事でございます。耕作についても問題ないという事でしたので大丈夫だと思います。よろしくお願ひいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声)

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 会長さん、議案第2号番号2について承認されましたのでお知らせいたします。
議長	ありがとうございました 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 26番 ○○委員
26番	はい。続けて○○が説明させていただきます。譲り渡し人さんは先ほどと同じ○○さんですが、場所は少し離れております。□□□道を走行中牛舎が見えます○○さん宅があります谷を入りましてそこから500から600メートル入ったところにあります農地が今回の対象農地でございます。今は○○○○かたに管理されているようにおそらくなっていると思いますが、元々法人ができる前まで○○○○さんが耕作されております。また、○○○○の管理になった際も、○○さんが請け負って作っておられまして、お世話になったので無償にて譲り渡したいという事でお聞きしております。○○さんも耕作を頑張っていていらっしゃると思いますので、まったく問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 次、議案第2号番号4、番号5について一括補足説明をお願いいたします。 27番 ○○委員
27番	27番○○のほうから説明させていただきます。この案件は先ほど報告第2号番号2で合意解約されたものでございます。この農地は△△地区△△地内にございまして○○さんと○○さんとも△△自治会の方でございます。○○さんは十数年前に交通事故にあわれまして体が不自由になられまして、現在木次のほうにお住まいでございます。復活がかなり困難という事もあり、今まで○○さんに耕作をしてもらっておられましたが、それを今度は譲り受けたいということで○○さんにお渡しするという案件でございます。次に番号5についてですが○○委員の担当ですが欠席のため代わりに説明させていただきます。この畑につきましては、△△地区△△自治会にあります。場所は国道□□号線□□□□の道路挟んだ真向いの農地でございます。△△の広場と○○○○さんの畑の間の農地でございます。○○さんは△△のほうにお住まいでございますこちらに家がございません。隣接した○○さんが草刈など管理をしておられました。今回○○さんのほうから○○さんのほうに譲るという事で国道沿いでいいところですし、条件的にもいいのでこの金額になったという事です。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

	挙手全員 よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 次、議案第2号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。3条の有償移転です。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号5について承認することに決しました。 次、議案第2号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 37番 ○○委員 37番 番号6について補足説明をいたします。賃貸借契約によりまして○○さんが耕作しておられましたが、○○さんは家庭の事情で将来に渡って町外で生活をするという事で今回譲渡するという事でございます。場所ですが△△地区□□□□付近に□□□□に隣接する圃場でございます。よろしくをお願いいたします。 議長 担当員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。3条の無償移転です。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号6について承認することに決しました。 次、議案第2号番号7について担当委員の補足説明をおねがいをいたします。 41番 ○○委員 41番 ○○が説明させていただきます。○○○○さんですが□□□□から□□□のほうへ2キロほど上がったところにあります。その先が□□□があります。その□□□から200メートルくらい下です。○○さん宅のちょっと上の田んぼが現在は畑で使われておりますが、隣の○○さん所有の田でございまして、9月の台風24号で大変な雨が降りましてケタが崩落しました。高さ4メートル幅5メートルくらい崩れまして、工事のための道路が必要という事で○○さんのところから譲受られるという事でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号7について可とすることに決しました。 次、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。
--	--

事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年11月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 10 m²。申請人氏名 ○○△△、住所 △△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、高い所の山林にあり、管理が困難なので申請地に新設するため。除地については平成30年10月1日に許可となっています。 番号2、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 10 m²。申請人氏名 ○○△△、住所 △△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難になり、申請地に移転新設するため。除地については平成30年6月7日に許可となっています。 番号3、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 94 m²。申請人氏名 ○○△△、住所 △△△、転用目的 宅地拡張、施設 住宅、露天駐車場、転用理由は、追認です。住宅の一部と駐車場として利用するため。除地については平成30年10月1日に許可となっています。顛末書が出ております。 これらの案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」、に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 27番 ○○委員
27番	27番○○が補足説明させていただきます。この場所でございますが△△地区△△自治会□□□□より広島方面へ100メートルくらい上がったところに○○さんのご自宅がありまして、昨年お母さんが亡くなられて、急傾斜のところにあった墓地を自宅のそばに持って帰りたいという事でございます。すでに分筆もされておまして問題はないと思います。 ご審議をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございません (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします 30番○○委員
30番	番号2について30番○○が補足説明をさせていただきます。 国道△△△から□□□□のところへ200数メートル入ったところに○○○○さんの自宅があります。その奥に山がありましてその山の中に○○さんのお墓がございます。○○さんのご自宅は△△の町の中の郵便局の横にございまして、そこから墓地まで行くのに昔はいけましたが高齢となって細い道を上るのが困難なため、□□□□の下に畑がありましてその一角に墓地を建てたいという事で申請が出ております。ご審議のほうよろしく願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 43番 ○○委員
43番	番号3について43番○○のほうから説明させていただきます。 この案件につきましては先ほど局長さんのほうから説明がありましたように顛末書も出ておりますが、場所は△△△の△△集落にありまして□□の上隣りのほうでございますが、先々代のお方が離れに客間を作っておられましたが、この度母屋をリフォームされるにあたって測量されましたところ、このようなことが分かったとこういう事でございます。 ご審議のほどをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします 事務局は説明してください。
事務局	議案第4号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年11月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに 田、面積 2,356 m²。権利種別は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 △△△、借受人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 露天資材置場、施設 露天資材置場、転用の理由 追認です。農地として使用できず、道路沿いでもあり、立地条件が良いため。 除地は平成3年12月14日に許可となっています。顛末書が出ております。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくをお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 23番 ○○委員

23番	23番 ○○が補足説明をさせていただきます。 対象の農地ですが、国道△△△を△△から△△方面に行きまして△△と△△の別れの手前の右手の線路の向うに申請の場所があります。○○さんは△△で農業をしておられまして長年、遠いという事で耕作しておられませんでした、○○さんが屑鉄など資材置き場になっております。以前は違う場所でやっておられましたが、場所を変えなくてはいけないという事で、現在の場所に移転したという事でございます。当時契約等がしてなかったようございまして、顛末書も出ておりますが、今回の申請となったようでございます。ご審議よろしくお願いたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について、質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号農地利用集積計画の承認について、を上程します。所有権移転です事務局説明してください
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年11月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△外2筆、地目、登記簿、現況ともに田、面積571㎡外で合計3,526㎡、内容は新規です。所有権を移転する者の氏名、○○○○、住所、△△△、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、公益財団法人しまね農業振興公社、所在地、△△△、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、対価につきましては、総額850,000円。移転の時期は、平成30年11月22日、支払い方法 口座振込、支払い時期 平成30年12月31日です。 番号2、農地の所在、△△△外1筆、地目、登記簿、現況ともに田、面積1,024㎡外で合計2,576㎡、内容は新規です。所有権を移転する者の氏名、○○○○、住所、△△△、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、公益財団法人しまね農業振興公社、所在地、△△△、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、対価につきましては、総額750,000円。移転の時期は、平成30年11月22日、支払い方法 口座振込、支払い時期は、平成30年12月31日です。 これらの案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転であります。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。 なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意を得ております。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第5号番号1番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 ○○委員

15番	15番〇〇からご説明をいたします。先ほど報告第2号 4 番と5番で〇〇〇〇、〇〇〇〇様の案件がありましたけれども、これにかかる所有権移転でございます。 △△△の〇〇さん、〇〇さん長らく△△集落の〇〇〇〇様と契約でございましたが、〇〇さんが病気になられましたため、この度、しまね農業振興公社に所有権移転なさるものでございます。場所は近年大イチョウの紅葉で大変にぎわって参りまして、今年も大変なお客様だったようでございますが、△△△の□□□さんの下に広がる圃場整備済の水田でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号 1 について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第6号農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。利用権設定です。事務局説明して下さい。
事務局	議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 △△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2088㎡他 合計7418㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は 1 年です。10a 当たりの賃借料は玄米30kgです 番号2 農地の所在 △△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1655㎡ 内容は再設定です。利用権を設定するもの〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は 田 期間は2年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は5000円です。 番号3 農地の所在 △△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 1522㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年2ヶ月 10a 当賃借料は5000円です。 番号4 農地の所在 △△△外4筆 地目登記簿現況ともに田 面積 1514㎡他 合計7363㎡内容は新規です。利用権設定をする者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年2ヶ月 10a 当賃借料は玄米31, 9 kg 総額玄米180kgです。

	番号5 農地の所在 △△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は145㎡ 他合計10717㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号6 農地の所在 △△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2231㎡ 他合計4116㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ △△△ 利用目的は田 期間は4年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号7 農地の所在 △△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2231㎡ 他合計4116㎡ 内容は転貸です。 利用権を設定する者 □□□□ △△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 □□□□ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号8 農地の所在 △△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は3202㎡ 他合計6136㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号9 農地の所在 △△△ 外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は3202㎡ 他合計6136㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 □□□□ △△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 □□□□ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号10 農地の所在 △△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積707㎡他 合計1364㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米20kgです。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 6 号番号1から番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 20番 ○○委員
20番	20番○○が補足説明させていただきます。 まず、1番についてですが、○○○○さんは家にはおられません、おかあさん一人で住んでおられます。○○○○さんがずっとやっておられます。場所□□□□の JR 木次線の△△△までのところに陸橋がありますが、陸橋出てすぐ右側にある田んぼです。家は線路を挟んでちょっと上のところにあります。○○さんのところは左に行った山の中です。 1年となっておりますが、○○さんも年を取られたという事で、1年となっております。 続きまして番号2についてですが、○○○○さんですが○○さんが長年やっておられます。場所は□□□□に入るまでの右側のところにあります。○○○○さんはこの案件の隣の田をやっておられますし、再設定ですのでよろしく願いいたします。 それから3番の案件ですけれども、これも同じくトンネルの右側にある田んぼでございます。○○○○さんも先ほどのところの隣の田を作っておられます。再設定ですし問題はないと思います。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号1について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか

	(はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号2について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号3について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 24番 ○○委員
24番	はい。24番○○です。申請地は△△地内でございます。△△自治会というところにあります、圃場整備済の田んぼでございます。当該地は△△の町から南に向かって△△農道までに町道がありますけど、この町道沿いに△△自治会と△△自治会があるという事なんです、そのちょうど分かれ目のところにあるに圃場です。○○さんはこれまでご夫婦で営農をやってこられました、ご主人が体調を崩されまして家庭の事情等もありこの度、○○さんに作っていただくという事でございます。○○さんも○○さんも△△自治会の方でございます。 家も圃場も近隣という事です。ちなみに○○さんの所有機械がトラクター1台となっておりますが自治会で、営農組合を組織されておりまして、役員等もなさっていらっしゃいますが、この営農組合所有の機械を使っているというのが現状でございまして、引き続きという事でございます。賃借料につきましては、総額で玄米180kgということになっておりまして、一反あたりに直しますと31.9 kgです。他と比べても妥当かなと思います。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号4について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号5、6、7、8、9、について一括担当委員の補足説明をお願いいたします 27番 ○○委員
27番	27番○○が説明させていただきます。番号5からですが、この農地は△△地区△△地内に

	ある農地でございます△△という集落にある農地でございます。〇〇さん〇〇さんとも△△自治会の方でございます。〇〇さんは認定農業手者として多くの水田を耕作しておられます。新規とはなっておりますが、以前から関わりがあったようには聞いております。正式に契約をされて耕作を〇〇さんのほうに依頼する内容でございます。 それから番号6から番号9までにつきましては〇〇委員さんの担当の案件でございますが、本日欠席でございまして代わって説明をさせていただきます。 番号6, 8, についてはいずれも△△地区△△△自治会にある農地でございます。 〇〇さんはちょっと高齢という事で□□□□が耕作しているところに隣接したところをこの度集積するという事でございます。 〇〇さんにつきましては、今年旦那さんが亡くなりました。ここも□□□□が耕作しているところに隣接したところをこの度集積するという事でございます。そして農業公社を経由して□□□□に転貸するという内容でございます。以上でございます。 審議のほどよろしく願いいたします。 議長 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号6と番号7について関連がありますので一括質疑に入ります。 6で公社が受けて、7で□□□□のほうへ転貸する案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号6番号7について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号8と番号9について関連がありますので一括質疑に入ります。 8で公社が受けて、9で□□□□のほうへ転貸する案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号8番号9について可とすることに決しました 次、議案第6号番号10について担当委員の補足をお願いいたします。 30番〇〇委員 番号10について説明します。再設定です。〇〇さんですが、□□□□の下のほうに田んぼが広がっておりますその一部でございます。〇〇さんですが今九州のほうに住んでいるという事でございますが、3年後には定年でこちらのほうに帰ってきて自分が耕作をするという事でございます。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。
30番	

議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号10について可とすることに決しました。 次、議案第7号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。 事務局説明してください。
農振 山田	議案第7号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます 今回は用途区分変更 1 件のみです。面積にしまして192㎡となっておりまして軽微な変更という部類になります。資料の 4 ページでございます。 土地の所在 △△△ 用途区分 農地 地目は田 面積は1283㎡内192㎡ 土地の所有者 事業計画者はともに〇〇〇〇 計画の理由としましては、農業用施設用地でございます。今回は転用の申請ではございません。変更要件確認表はご覧の通りでございます。位置図、計画図は6ページ7ページをご覧ください。追谷地区でございます。施設用地としましては 90.3 ㎡を計画されております。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第7号について質疑に入ります。農業用施設用地の申請でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第7号奥出雲農業振興地域整備計画の変更についてについて可とすることに決しました。 以上本日上程いたしました議題はすべて終了いたしました。 次、その他について事務局、お願いします。
事務局	はい。失礼いたします。 下限面積について、でございますが、12 月に内容審議いただいて決定をと思っております。 なお、この下限面積につきましては、主には空き家バンクに付随する農地。これは空き家バンクで売買がありますが、空き家に農地が付いてるけど、もらう方が下限面積の 5 反以上を満たさないという事で農地のみ取得できないような状況になっております。空き家を取得の際にはそれに付随した農地も取得できるように下限面積の変更を検討したいと思っております。それについての面積要件や当該住宅からどれくらい離れているのを対象とするのかななどを審議いただいて決定したいと思います。なお、県内は8市町村が空き家バンクに付随した農地の別段面積というのを設定しておられまして、それぞれ県内は1アールを設定しておられます。全国的には一番狭いところで 0.01a。 1㎡ でも可としているところもあるようでございます。それから、全体の空き家バンクにかかわらない農地の下限面積に関しても検討したいおもっております。これについては、県内で5反以上というのは奥出雲町と安来市のみでございます。 他の市町村では40a または30a、中には20a というところもございます。この件について 12 月の総会で協議して決定したいと思います。よろしく願いいたします。 以上です。

議長	以上をもちまして、本日提案いたします議題のすべてを終了いたします。 次回の農業委員会総会は 12月20日木曜日、予定ですと13時30分から横田庁舎で行いますのでよろしくお願いをいたします。
----	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 3 番 (印)

議事録署名委員 4 番 (印)